

大泉町英語検定料補助金交付要項

大泉町英語検定料補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」といいます。）を受検する者に対し、検定料の一部を補助することにより、英語力及び学習意欲の向上並びに家計負担の軽減による受検機会の拡大を目的とします。

2 内容

補助対象者	補助の対象となる英語検定の受検日において、次のいずれかに該当する受検者としします。ただし、受検者が未成年者である場合には、当該受検者の保護者を補助対象者としします。 1 町内に住所を有し、英語検定を受検した日の属する年度の末日において満18歳以下である者 2 大泉町立中学校を会場として実施する英語検定を受検する者
補助対象事業	令和6年10月1日以降に受付を開始する英語検定としします。
補助対象経費	補助の対象となる経費は、次に掲げる英語検定の検定料としします。 1 受検者が中学生以下 英語検定3級以上 2 受検者が1以外の者 英語検定準2級以上 ※ 補助対象経費は、1人につき1年度1回分の検定料としします。ただし、受検者が当該年度に補助対象経費の対象となる受検級に合格して補助金の交付を受けた後、さらに上級の英語検定を受検する場合に限り、当該受検に係る検定料を補助対象経費としします。
交付金額	補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）としします。 ※ 他の公的補助制度による補助金を受ける場合には、上記により得た額から当該他の公的補助制度による補助金の額を控除した金額を補助するものとしします。

3 交付手続

交付申請の方法	補助金の交付を受けようとする者は、補助の対象となる英語検定を受検した後、その受検した日の属する年度の末日までに、次に掲げる書類（以下「申請書類」といいます。）を大泉町教育委員会に提出してください。 1 大泉町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 検定料の支払を証する書類の写し 3 一次試験又は二次試験の個人成績表の写し 4 合格証明書の写し（当該年度中に補助対象経費の対象となる受検級に合格し、さらに上級の英語検定を受検する場合に限る。） ※ 大泉町立中学校を会場として英語検定を受検した者であって、補助金の交付を受けようとする者は、当該町立中学校の校長を経由して申請書類を提出することができます。この場合において、申請者は、申請書類のうち2及び3の書類を省略することができます。
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、交付の可否を決定し、大泉町英語検定料補助金交付決定・不交付決定通知書（様式第2号）により通知します。
補助金の返還	交付決定を受けた者が虚偽の申請により補助金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、その者に対し既に交付した補助金の全部を返還させることができます。

4 各種様式

申請書等の様式	1 大泉町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 大泉町英語検定料補助金交付決定・不交付決定通知書（様式第2号）
---------	--

5 事業期間

期 間	令和6年10月1日から令和10年3月31日まで
-----	-------------------------

6 担当部署

大泉町教育委員会教育管理課	電話 0276（63）3111
---------------	-----------------